

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
新旧対照表（運用基準）

旅行業公正取引協議会

2022年8月

変 更	現 行
<p>2 告知広告について (規約第4条、施行規則第1条) 「<u>価格変動型運賃</u>」とは、例えば、航空運賃における<u>個人包括旅行運賃等</u>をいう。</p> <p>3 説明書面の必要表示事項等について (規約第5条、施行規則第1条の2から第17条まで)</p> <p>(7) 旅行開始日又は旅行終了日は、それぞれ、企画旅行業者が定めた集合時間又は解散時間がある場合は、その時刻が属する日をいい、これらの集合時間等がない場合は、利用運送機関の発時刻又は着時刻が属する日をいう。 宿泊単品の場合は、それぞれ、<u>宿泊施設が定めたチェックイン時間又はチェックアウト時間として定められている時刻が属する日をいう。</u></p> <p>(8) 宿泊地は、都市又は観光地等の具体的地名を表示する。ただし、当該都市に特有の事情で宿泊サービスの手配が困難となる可能性がある場合に限り「A市又はB市」のように複数列記することでも差し支えないが、「A市又は近郊の都市」といった表示はできない。なお、都市相互間の距離、利用運送機関の種類と所要時間を表示すること。 「例」 「<u>宿泊地：長岡市又は新潟市（長岡から××km、貸切バスにて△△分）</u>」 「<u>宿泊地：フィレンツェ又はカレンツェ（フィレンツェから××km、貸切バスにて△△分）</u>」</p> <p>(15) 「<u>運送機関の客室の等級</u>」とは、利用する運送機関が自社の等級として定めた次のようなものをいう。 ア <u>航空機の等級＝ファーストクラス、ビジネスクラス、プレミアムエコノミークラス、エコノミークラスなど。</u> イ <u>列車の等級＝グランクラス、グリーン車、普通車など。</u> ウ <u>船舶の等級＝特等、1等、特2等、2等、スイート、デラックス、スタンダードなど。</u> 「例」 A航空○○○便はB航空とのコードシェ</p>	<p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 説明書面の必要表示事項等について (規約第5条、施行規則第1条の2から第17条まで) (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 旅行開始日又は旅行終了日は、それぞれ、企画旅行業者が定めた集合時間又は解散時間がある場合は、その時刻が属する日をいい、これらの集合時間等がない場合は、利用運送機関の発時刻又は着時刻が属する日をいう。 宿泊単品の場合は、<u>宿泊施設への入場時刻又は退場時刻が属する日をいう。</u></p> <p>(8) 宿泊地は、都市又は観光地等の具体的地名を表示する。ただし、当該都市に特有の事情で宿泊サービスの手配が困難となる可能性がある場合に限り「A市又はB市」のように複数列記することでも差し支えないが、「A市又は近郊の都市」といった表示はできない。なお、都市相互間の距離、利用運送機関の種類と所要時間を表示すること。 「例」 「<u>宿泊地：フランクフルト又は○○市（フランクフルトから××km、貸切バスにて△△分）</u>」 「<u>宿泊地：グリンデルワルド又はインターラーケン（グリンデルワルドから××km、貸切バスにて△△分）、ウェルゲン（グリンデルワルドから××km、貸切バスにて△△分）、ビルダース（グリンデルワルドから××km、貸切バスにて△△分）</u>」</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(15) 「<u>運送機関の客室の等級</u>」とは、利用する運送機関が自社の等級として定めた次のようなものをいう。 ア <u>航空機の等級＝ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラス、スーパーシート</u>など。 イ <u>列車の等級＝特等、1等、2等、3等、グリーン車、普通車など。</u> ウ <u>船舶の等級＝特等、1等、特2等、2等、3</u>など。</p>

変 更	現 行
<p>ア便です。B航空の機材で運航しB航空の機内サービス（機内販売を含む。）を提供します。A航空の乗務員は乗務いたしません。</p> <p>(22) 「宿泊施設の名称」について ア 「宿泊施設の名称」とは、宿泊する予定の施設名（「〇〇旅館」、「〇〇ホテル」等）をいう。</p> <p>イ 旅館、ホテル以外の宿泊施設の名称は「コンドミニアム」、「民宿」、「ペンション」、「ドミトリ」、「B & B」、「ホームステイ」、「民泊」等の宿泊施設の種類を表示する。</p> <p>(36) 多数のコースを紹介するパンフレットの表紙等の表示について ア 多数のコースを紹介するパンフレットの表紙において旅行代金を表示するときは、次のいずれかの方法により表示することができる。ただし、海外旅行については、施行規則第6条第1号ウ（なお書きを除く。）並びに運用基準3-(41)及び(42)に定めるところによる燃油サーチャージ、空港諸税等に係る表示を以下の表示に併記すること。</p> <p>(37) <u>東京ディズニーリゾート、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン</u>等複数の入場料金が設定されている観光施設の場合、入場料金以外の旅行に要する費用を基本代金とし別に表示した入場料金表から旅行者が選択した入場料金を加算した額を旅行代金と表示することができる。ただし、当該商品のパンフレットの表紙に基本代金の最低と最高の金額のみを表示することはできない。入場料金表中のいずれかの入場料を含めた旅行代金を表示すること。 なお、この場合、旅行代金の計算方法を明瞭に表示すること。 「例」 旅行代金＝基本代金＋入場料金</p> <p>(40) 旅程管理業務を行う者の同行の有無について ア 同行する者があることを、規約第5条第8号に従い表示するときは、次の例による。 「例」 「旅程管理者が同行」、「添乗員同行」</p> <p>(42) 燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合の表示について</p>	<p>(16)～(21) (略)</p> <p>(22) 「宿泊施設の名称」について ア 「宿泊施設の名称」とは、宿泊する予定の旅館、ホテルの名前（例：「ホテルオークラ」等の固有名詞）をいう。 イ (略)</p> <p>(23)～(35) (略)</p> <p>(36) 多数のコースを紹介するパンフレットの表紙等の表示について ア 多数のコースを紹介するパンフレットの表紙において旅行代金を表示するときは、次のいずれかの方法により表示することができる。ただし、海外旅行については、施行規則第6条第1号ウ（なお書きを除く。）並びに運用基準3-(6)及び(7)に定めるところによる燃油サーチャージ、空港諸税等に係る表示を以下の表示に併記すること。 (ア)～(ウ) (略) イ (略)</p> <p>(37) <u>TDR、USJ</u>等複数の入場料金が設定されている観光施設の場合、入場料金以外の旅行に要する費用を基本代金とし別に表示した入場料金表から旅行者が選択した入場料金を加算した額を旅行代金と表示することができる。ただし、当該商品のパンフレットの表紙に基本代金の最低と最高の金額のみを表示することはできない。入場料金表中のいずれかの入場料を含めた旅行代金を表示すること。 なお、この場合、旅行代金の計算方法を明瞭に表示すること。 「例」 旅行代金＝基本代金＋入場料金</p> <p>(38)・(39) (略)</p> <p>(40) 旅程管理業務を行う者の同行の有無について ア 同行する者があることを、規約第5条第8号に従い表示するときは、次の例による。 「例」 「旅程管理者が同行」「添乗員同行」 イ～オ (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) 燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合の表示について</p>

変 更	現 行
<p>ウ 同一旅行商品において、<u>利用する航空会社名を複数列記することにより燃油サーチャージの額が複数となる場合には、燃油サーチャージの最低額及び最高額を表示すること。</u></p> <p>4 募集広告の必要表示事項について (規約第6条、施行規則第18条から第28条の2まで)</p> <p>(5) 空港諸税等については、旅行代金に含まれない旨を運用基準3-(41)アに定めるところにより表示すること。</p> <p>(6) 燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合においては、運用基準3-(42)に定めるところにより表示すること。ただし、同(42)エのただし書及び同(42)カについては、省略することができる。</p> <p>(7) 運用基準3-(43)については、省略することができる。</p> <p>5 告知広告の表示基準について (規約第6条の3、施行規則第28条の2) <u>価格変動型運賃を利用することにより旅行代金が確定していない場合は、「旅行代金の目安額」と表示することを妨げない。</u></p> <p>6 特定事項の表示基準について (規約第7条、施行規則第29条から第33条まで)</p> <p>7 ホームステイツアーについて (規約第10条関係)</p> <p>8 不当な二重価格表示の禁止について (規約第12条関係)</p> <p>9 おとり広告の禁止について (規約第13条関係) 規約第13条の「おとり広告」の禁止規定に該当する場合の例としては、次のようなものがある。</p> <p>(2) <u>参加者</u>について、募集人員が著しく限定されている場合又は性別、年齢、資格、技能等の条件を定めている場合において、その条件の表示が</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 同一旅行商品において、<u>複数の航空会社を使用するため燃油サーチャージの額が複数となる場合には、燃油サーチャージの最低額及び最高額を表示すること。</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(43)～(45) (略)</p> <p>3 募集広告の必要表示事項について (規約第6条、施行規則第18条から第28条まで)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 空港諸税等については、旅行代金に含まれない旨を運用基準2-(41)アに定めるところにより表示すること。</p> <p>(6) 燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合においては、運用基準2-(42)に定めるところにより表示すること。ただし、同(42)エのただし書及び同(42)カについては、省略することができる。</p> <p>(7) 運用基準2-(43)については、省略することができる。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 特定事項の表示基準について (規約第7条、施行規則第29条から第33条まで)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 ホームステイツアーについて (規約第10条関係)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>6 不当な二重価格表示の禁止について (規約第12条関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7 おとり広告の禁止について (規約第13条関係) 規約第13条の「おとり広告」の禁止規定に該当する場合の例としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>旅行参加者</u>について、募集人員が著しく限定されている場合又は性別、年齢、資格、技能等の条件を定めている場合において、その条件の表</p>

変 更	現 行
<p>なされていない場合</p> <p><u>10</u> 不当表示の禁止について (規約第 14 条関係)</p> <p>「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合をいう。</p>	<p>示がなされていない場合 (3)～(4) (略)</p> <p><u>8</u> 不当表示の禁止について (規約第 14 条関係)</p> <p>「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合をいう。</p>

附 則

- 1 この運用基準の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出た日から施行する。
- 2 公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出た日以前に作成された募集型企画旅行の説明書面及び募集広告の表示については、なお従前の例によることができる。

